

高津川の魅力あふれる川づくり懇談会 傍聴要領

(主 旨)

この要領は高津川の魅力あふれる川づくり懇談会（以下「懇談会」という。）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めるものです。

(傍 聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、入室して下さい。
- 2) 傍聴者席については可能な限り確保しますが、会場の都合により、満席となった場合は入室を制限することがありますので、御了承下さい。
- 3) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - 発言、私語、談論などをしないこと。
 - プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
 - 携帯電話はマナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
 - 議事の進行の妨げになる写真撮影等を行わないこと。
 - みだりに傍聴者席を離れないこと。
 - 前号に掲げる事項のほか、会場の秩序を乱したり議事の妨げとなるような行為を行わないこと。
- 4) 傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、退室を指示することがあります。
- 5) 現地視察への同行を希望される場合の、移動手段については傍聴者各自で確保してください。
- 6) 会議の非公開の決議があった時、又は委員長が退室を指示した時は、速やかに退室して下さい。
- 7) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。